

# 御成地区スポーツ振興会 会則

## (名称と組織)

第1条 この会は、鎌倉市御成小学校区スポーツ振興会（以下御成地区スポーツ振興会という。）といい、御成小学校区の居住者をもって組織し、事務所を会長宅に置く。

## (目的)

第2条 この会は、地区に住む人々が老若男女を問わず余暇を活用してスポーツに親しみ、これを楽しく行うことによって相互の親睦を深め、健康の増進と心身の健全を図り明るい家庭生活と楽しい社会生活の形成に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 この会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 御成地区市民運動会の企画、運営
- (2) ラジオ体操
- (3) 御成地区スポーツ振興会の行事の実施
- (4) 野外活動の実施
- (5) 地区スポーツ団体等の育成
- (6) その他地区スポーツ振興に必要な事業

## (役員)

第4条 この会に、次の役員をおく。

会長・・・1名

副会長・・・ 名

常任理事・・・ 名（スポーツ推進委員・・・1名は会計を兼ねる）

理事・・・第6条第3項に基づく。

会計・・・1名

監査・・・1名

事務局・・・若干名

## (役員の仕事)

第5条 会長は、この会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 常任理事は、各種事業の企画運営にあたる。
- 4 理事は、地区及び関係団体の実情に即応して円滑な運営を図り、第3条の事業を推進する。
- 5 会計は、本会の経理を管理する。
- 6 監査は、業務及び会計を監査する。

(役員を選出)

第6条 会長、副会長及び会計1名は理事の互選とし、その他の担当及び任務は会長の指示とする。

2 監査は、理事の中から選出する。

3 理事は、次の各号によるものとする。

(1) 各商店会、自治会、町内会の会長及びスポーツ担当役員

(2) 御成小学校々長及び御成会々長

(3) スポーツ推進委員4名(会長推薦)地区スポーツ振興会、行事優先に活動

(役員任期)

第7条 この会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 この会は、理事会の議をへて顧問をおくことができる。

(会議)

第9条 この会議は、理事会及び常任理事会とし、必要に応じて会長が招集し議長となる。

2 会議は出席者をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。可否同数の時は議長が決定する。

3 理事会は、議決機関で、次の各号に掲げる事項について決定する。

(1) 会則の改廃に関する事

(2) 予算を決定すること

(3) 決算を認定すること

(4) その他重要な事項に関する事

4 常任理事会は、執行機関で会長、副会長、常任理事、会計及び事務局長、事務局で構成し、次の各号に掲げる事項について審議し処理する。

(1) 理事会で決定された事項を処理すること

(2) この会の運営に必要な事項を企画立案すること

(3) その他常任理事会に委託された事項を処理すること

(会の経費)

第10条 この会の経費は、鎌倉市スポーツ振興会の委託料、各自治会、町内会分担金及び商店会の協賛金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか理事会の運営について必要な事項は、会長が理事会にはかって定める。